令和5年(フ)第7061号 破産者 マックスアルファ株式会社

> 令和6年4月23日 破産管財人 弁護士 田口 和幸

第1回財産状況報告集会における破産管財人の報告書要旨

第1 破産手続開始申立てに至った事情と開始決定

破産者は、破産手続開始申立前に労働者派遣事業を営んでおり、雇用する派遣従業員を主に派遣先が営む倉庫における集荷業務に従事させて派遣料収入を得ていた。

破産者は、運転資金が不足した際に関係会社間で相互に金銭の貸借を行っていたが、破産者からコロナ影響を強く受けた関係会社に対する貸付額の増加する一方となり、破産者の運転資金が枯渇するに至った。破産者は、社会保険料を滞納して令和5年8月に年金機構から売掛金等に対する差押えを受けて資金繰りが破綻した。その結果、破産者は、令和5年11月10日に東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、同日、破産手続開始決定を受けて、当職が破産管財人に選任された。

第2 破産手続開始決定後に行った管財業務

1 元従業員等からの問合せ対応、解雇に伴う手続、未払賃金立替払請求手続

破産者及び関連事件の破産者であるプラスアルファ株式会社を併せると元従業員数は2500名を超えた。当職は、多数の元従業員への破産手続に関する情報提供を行うため、破産手続開始日に破産管財人ホームページを立ち上げて、想定される破産手続に関するQ&Aを掲示した。また、破産管財人事務所で電話対応が可能な体制を整えて、毎日数十件以上の問合せに対応した。

当職は、破産手続開始前に退職及び開始時に解雇された破産者の従業員に対して、離職票の発行等、解雇に伴う労務関係の対応を行った。

当職は、破産者の元従業員について、未払賃金立替払請求に関する手続を行った。元従 業員の協力や社会保険労務士を起用する等して注力したものの、対象者が多数にのぼるう え、破産者の人事・労務データベースが請求書作成のために必要なデータを出力できる仕 様となっていなかったため、請求書を作成するまでに4か月強を要した。当職は請求書を 作成のうえ元従業員に発送し、必要事項を記載した請求書の返送を受けて、労働者健康安 全機構に提出し、立替払請求手続を行っている。

2 本社及び支店の明渡し

破産手続開始時に、破産者の拠点が立川市(本社)、川崎市、柏市、尼崎市、坂戸市、相模原市及び流山市にあり、その他に破産者は複数の駐車場を借りていた。当職は、本集会期日までにこれらの拠点の撤退・明渡しと敷金の回収を行った。

3 資産の換価

当職は、売掛金合計90,473,361円を回収し、同額を財団に組み入れた。 また、当職は、車両売却により合計1,685,185円を、株式売却により76,7 26円を、保険の解約により2,460円を財団に組み入れた。

以上の他に、当職は厚生年金保険料等の還付金合計3,002,497円の返金を受けて、 同額を財団に組み入れた。

4 自己信託の優先的受益権者との合意に向けた協議

破産者は、資金調達のために売掛債権に対する自己信託を設定し、それにより生じる優先受益権を譲渡し、譲渡代金を得ていた。当職は、優先受益権者から、当職が自己信託の対象となっている売掛債権の回収について合理的な範囲で協力を行い、優先受益権者が優先受益権の元本の支払いを受けた場合には、遅延損害金及びその余の債権を放棄する旨の申し出を受けた。当職は、裁判所の許可を得て、上記申出内容に合意した。今後、当該合意に基づき、上記優先受益権の元本を上回る対象債権の回収が図られることにより、上回った金額として一定額を財団に組み入れることを見込んでいる。

5 その他管財業務

当職は、住民税を徴収する市町村に対する対応や破産者について必要な税務申告を行った。

第3 破産財団の状況

- 1 別紙財産目録・収支計算書記載のとおりである。
- 2 破産財団の現在残高は95,644,859円である。

第4 今後の管財業務の方針について

未払賃金立替払請求に関する手続を継続して行うとともに、上記第2、4の合意に基づく 財団の組入を行い、関係会社に対する債権等のうち回収可能なものの回収を図る予定である。

第5 配当の見込みについて

現時点までに交付要求等を受けた財団債権が1,266,996,068円であるのに対して、破産財団の現在残高は95,644,859円に留まる。

回収未了の債権の大半を占めるのは再生債権である。今後、上記第2、4の合意に基づく 財団組み入れを行い、回収可能な債権の回収を行っても財団債権額を超える財団組入を得る 可能性は極めて低いと考えられるため、破産債権者に対する配当は見込めない。

以上

東京地方裁判所 令和5年(フ)第7061号 破産者 マックスアルファ株式会社 破産管財人弁護士 田口 和幸

Ш 悝 益

徽

(作成日=令和6年4月23日)	備考	14,221,051 回収済。予納金含む。	解約未了	148,442,068 現時点で回収見込みがあると評価している額。内回収済み額は90,473,361円	厚生年金保険料等の還付金。回収済	0 従業員立替金。回収困難。	関係会社等。回収困難。	民事再生手続の関係会社に対するもの。	収済	回収済	76,726 ワールドホールディングス株式売却代金。回収済。その他は関係会社であり換価困難。	0 相殺済	収済	
	現在額	14,221,051 巨	0	148,442,068	2,994,247 厚	0	剤 0	图 0	2,460 回収済	29,370 回	76,726	1 0 本	1,685,185 回収済	167,451,107
	澳里	0	12,364,774	465,004,526	0	604,727	10,422,579	1,568,092,310	8,448,000	5,590,656	47,149,200	150,000	0	2,117,826,772
部	本	現金	預金	売掛金	還付金	立替金	未収入金	仮払金	保険解約返戻金	敷金保証金	株式	出資金	車両等	資産合計
資産の部	番号	-	2	က	4	വ	9	7	8	6	10	Ξ	12	

負債の部

が 可以性(しの)に)原本的 中華 は かい かん は かん は かん は かん は かん は なん は なん は なん は

収支計算書

(令和5年11月10日~令和6年4月23日)

(単位・円)

							<u>(単位:円)</u>			
収入の部					支出の部					
番号	科目	金額	備考	番号	科目	金額	備考			
1	現金回収	14,205		1	履行補助者給与	5,180,120	% 2			
2	預金回収	0		2	支払家賃	2,603,298	% 3			
3	予納金組入	14,206,846		3	水道光熱費	104,011	% 3			
4	売掛金回収	90,473,361		4	通信費	546,734	% 3			
5	還付金等	3,002,497	% 1	5	税理士報酬	648,635				
6	車両等売却	1,685,185		6	社会保険労務士 報酬	2,973,300				
7	敷金回収	943,547		7	人事労務ソフト使 用料	656,690				
8	株式等換価	76,726		8	複合機購入費用	95,040				
9	保険等解約	2,460		9	郵送費	329,758				
10	受取利息	168		10	履行補助者への 小口現金送金	400,000	 %4			
				11	拠点撤退費用	745,000				
				12	書類保管·廃棄 費用	63,962	※ 5			
				13	火災保険料	38,780	% 3			
				14	交通費	14,883				
				15	その他管財業務 費用	359,925	% 6			
	収入合計	110,404,995			支出合計	14,760,136				

差引残高	95,644,859
12 312212	1 00,000,000

- ※1 破産会社の従業員の退職により厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、納付済みの厚生年金保険料等 が還付されたものである。
- ※2 令和5年11月度は17名分、同年12月度は11名分、令和6年1月度は9名分、同年2月度は6名分、同年3月度は5名分の破産管財人の履行補助者の給与の合計額である。
- ※3 破産開始後の本社社屋の家賃、水道光熱費、通品費、火災保険料である。本社社屋において履行補助者が、 破産者の元従業員の解雇に伴う書類の発行、未払給与立替払請求額の計算等の業務を行った。
- ※4 履行補助者に小口現金を交付し、破産者の元従業員への離職票や源泉徴収票等の発送費用(349,913円)と 拠点撤退に要する交通費(45,716円)に充てた。
- ※5 拠点で保管されていた書類のうち保管を要するものを倉庫に預託し、廃棄すべき書類の溶解処分を委託した 費用である。
- ※6 残高証明書発行料、給与等の振込手数料と税理士報酬の源泉徴収税である。